

06 静市市第 267 号
令和 6 年 4 月 23 日

公益社団法人 全日本不動産協会
静岡県本部 中部支部各会員 様

静岡市長 難波喬司
(市民局市民自治推進課)

自治会・町内会加入促進への協力について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、本市行政の推進に格別な御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、地域の安全、安心や住みよい豊かなまちづくりを推進するためには、その地域に住む市民の皆様が積極的に自治会・町内会活動に参加することが望まれます。

地域の活性化により本市が発展していく上で、自治会・町内会は欠かせない存在であり、加入啓発パンフレットを配付するなど、本市といたしましても加入の促進に努めているところです。

自治会・町内会への加入は任意であり、決して強制するものではありませんが、貴協会加盟の皆様、地域に住む市民の皆様が積極的に自治会・町内会活動に参加することの趣旨を御理解いただき、集合住宅などの自治会・町内会未加入の入居者の方々や、オーナー・大家の皆様に対し、加入の呼び掛けをしていただきますようお願い申し上げます。また、呼び掛けにあたってご使用いただけるよう、自治会・町内会に関するしおりや疑問点にお応えするためのFAQ（本紙裏面）等をご用意いたしましたので御活用いただければ幸いです。

なお、パンフレットの追加配付の御要望がございましたら、下記連絡先までお申し付けください。

【連絡先】	静岡市市民局市民自治推進課
	自治活動支援係 長澤 電話 054-221-1265
	静岡市自治会連合会事務局
	榎、渥美 電話 054-221-1568

自治会・町内会加入に関する FAQ

質問：自治会・町内会に加入するメリットはなんですか？

回答：・災害時における救援救護等の対応が円滑になる。
・いざというとき、自治会員・町内会員の連携が図れる。
・防犯灯、防犯活動、交通安全、環境美化等の身近な課題の解決ができる。
・行政や地域の情報が得られる。
・行事等に参加することで地域とのつながりができ、生活に安心感が生まれる。
等のメリットがあります。

質問：ここは借家ですので、永く住まない予定ですが。

回答：ここにお住まいの期間だけでも自治会・町内会に加入することによって、いざというときは親身になって助け合えます。

質問：年間を通じて、いろいろと行事に参加しなくてはならないのでは。

回答：無理のない範囲内でのご参加をよろしくお願いします。

質問：単身で帰りも遅く、留守しがちなので、役が回ってきてもできないと思う。

回答：地域には同じ状況の方が多くいらっしゃいます。まずは自治会・町内会長に相談してください。

質問：自分の地域の自治会・町内会長がどなたなのかわかりません。どうやって調べたらいいですか？

回答：御近所の方にお尋ねいただくか、別紙「自治会・町内会マップのインターネット提供サービスが始まりました！」から、お住いの地域の自治会名を検索することができます。自治会名が判明しましたら、各区役所地域総務課へお問い合わせください。

葵区役所地域総務課 ☎221-1051 葵区追手町5番1号 葵区役所1階

駿河区役所地域総務課 ☎287-8697 駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所3階

清水区役所地域総務課 ☎354-2028 清水区旭町6番8号 清水区役所4階

※自治会・町内会ごと活動内容や会費はそれぞれ異なります。

詳しくは自治会・町内会長へお尋ねください。

自治会・町内会に加入することにより、1人では解決できない様々な課題を地域の人々と一緒になって考えることができるだけでなく、災害が起きた時などに自治会・町内会内でお互いに助け合うことができるなど、より安全で安心な暮らしを実現するために、そこに住む住民同士がお互いに協力し合い、支えあっていくことができます。自治会・町内会への加入のご検討をよろしくをお願いします。